

第十九回 参議院農林委員会會議録第三十二号

昭和二十九年五月十日(月曜日)午後三時三十五分開会

委員の異動

五月八日委員松本昇君辞任につき、その補欠として、北村一男君を議長において指名した。
本日委員清澤俊英君辞任につき、その補欠として、小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
戸叶 武君

委員

北村 一男君
佐藤清一郎君
関根 久藏君
横川 信夫君
河合 義一君
小林 孝平君

政府委員

農林省農地局長 平川 守君
食糧庁長官 前谷 重夫君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
会専門員 正井 保之君

説明員

農林大臣官 武田 誠三君
農林省農地 局総務課長 正井 保之君

農林省農地 局建設課長 大塚 常治君
害復旧課長

本日の會議に付した事件

○農林政策に関する調査の件 (食糧管理に関する件)

○農林省関係法令の整理に関する法律案(内閣送付)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○連合委員会開会の件

○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林委員会を開会いたします。

先ず、農林政策に関する件を議題に供しまして、小林孝平委員から食糧管理につきまして緊急質問の要求がございますので、早速質問を願うことにいたします。

○小林孝平君 去る七日食糧庁では「委員長退席、理事宮本邦彦君着席」

米の各生産府県の関係部長を招集されまして、今後この六月から五日分、県によつては三日、四日或いは五日分を外米の配給をするという決定をされたものでありますけれども、これに対する概略の御説明をお願いいたします。

○政府委員(前谷重夫君) お答え申し上げます。本年度の配給につきましては、二十九米穀年度は現行の十五日の配給を維持いたして参りたいというところで、国内及び国外の米の輸入集荷に努力をいたして参つたわけでござい

ますが、御承知のように、従来食糧慣をの他供出の関係もございまして、現在消費地におきましては十五日、それから生産地におきましては二十日から十七日というふうに配給日数を異にいたしておるわけでございます。これは麦の統制をいたしておりました時代におきましては、その麦と、米麦合せまして三十日の配給をいたしておつたわけ

でございますが、麦が統制配給を撤廃いたしました関係上、その残りを米でやるということで、従来の配給日数をそのまま踏襲いたしておるわけでございますが、これはその県におきまして麦の生産、消費の状況等を考へてやつて参つたわけでございます。本年度は国内の集荷が二千万石というふうに例年に見ない非常な減少になりましたので、現在の配給状態は、生産地におきましては全部内地米で以て二十日乃至十七日配給いたしておるわけでござい

ますが、消費地におきましては、六月以降六日乃至七日という内地米の配給で、あとは準内地米が二日、外米が普通外米が六日と、こういうふうな状態になつておるわけでございます。これは配給制度全体から申しますと、消費者に対する配給においては従来から日数の均等化ということも強く要求されておつたわけでございますけれども、これはその県の従来の食糧慣、供出の関係或いは価格の関係等もござい

ますので、この配給日数の点については、今米穀年度はこれを維持して参りたいというふうに考へておるわけでござ

いますが、内地米につきましては、これは御承知のように、消費地におきましても六日の内地米の配給でござい

ますと、大麦と精麦等の消費と、内地米を土台といたしまして消費というのになつておりますので、この消費も伸びて参らないというふうな事情もございまして、二十日と六日ということは非常に差が甚だし過ぎる。昨年度は消費地におきましても内地米十二日の配給をいたしたわけでござい

ますが、今年度はその半分にも満たないというところでござい

ますので、生産者の御協力をお願いして六月から外米を配給いたしたいと、かような意味で以て参つて、その実施につきま

いろいろな御意見が出ましたけれども、これに基いて協議決定すると申します

か、むしろ政府としての責任においてこれを実施してもらいたい、こういうふうな御意向のようにも受取れましたので、そういう考え方で以て、特にその會議で以てどうするということにはいたしておらないわけでござい

ます。○小林孝平君 実質的問題に入る前に、もう一度お尋ねしておきたいのは、今の長官の話は極めてあいまいでありまして、これは当然これをやることは政府の責任なんです、意見を聞いた結果、多分相当不満だつたと思うので

す。その結果、あなたのはそれを考慮されて、今後考慮される余地があるのかないのか、先ほどの話では意見を交換したというのだから、今後相当考慮の余地があると思う。その点はどうですか。

○政府委員(前谷重夫君) 闇米の問題になりますと、外米の消費がどの程度に済むかという問題、それから闇米の操作がどの程度になるか、こういう問題として考えられるわけでありまして、我々といましては、生産界のほうにおかれましては、外米というものは認めるわけでありまして、やはり外米にも、闇米のようなものがあると、それほど、内地米はど味がいいというわけには行きませんけれども、これは内地米に少量加えるということによつて十分消費がなし得るといふふうに考へておきますので、それほどの影響はないんじゃないかというふうに考へておるわけでございます。

○小林孝平君 非常に矛盾しております。そんなに生産界の内地米ばかり食つてゐる所に持つて来ても影響がないというなら、今まで食い慣れておるところのものをそのまま食つたらいいのです。私は内地米を食えとか、外米を食えと言ふのじゃない。むしろ私はそういう煩瑣な手続をやつて五分分の米を持つて来る。そうしてそれが配給辭退になつて東京に持つて歸らなければいけません。あなた方は生産界に五分分外米を廻すと言ふけれども、これは本當に廻すことになるのです。消費しないで、新潟だの、そのほかの山形などの米を廻して、又それが東京に廻つて来るのです。それは鉄道の輸送を徒らに輻輳させるだけであつとも役に立たないのです。廻すというものは、実にあなた方いいことを言われた、こう思ふのです。そういふ愚にもつかないことをやられるより、なぜあなたたちは、首相が今国会の施政方針演説の中

に、米に執着しないで、今後は粉食とか、或いは人造米、そういうものに転換すると言つて大見得を切つてゐる。実に滑稽だと思つたのですけれども、ともかく總理大臣がそういうことを言つてゐるのです。そんならその方針に従つて努力されたらいいと思ひます。粉食や人造米はどうかへ行つて、今度は外米と内地米のところにこだわつてあなたたちがやつてゐるというのは、実に矛盾してゐると思ひます。如何にこの食糧政策が一貫してゐないかということをはつきり現わしてゐます。結局これは一つもプラスになつてゐない、その点どうなんですか。

○政府委員(前谷重夫君) 只今御指摘になりました根本的な政策といつたしまして、粉食普及なり、穀食奨励なり、こういうことは我々としても進めて参つておることでございます。ただ粉食奨励なり、穀食奨励といふものは急激に進めるものじやなくして、漸進的に進んで参つておきますし、現に産地におきましては精麦等の消費が相当進んで参つておるわけでございます。この方向は勿論我々としても進めて参りたい。それと同時に、やはり米の面におきましてはそういう調整を、一面からみましますと、他の消費界からみましますと、而も十五日が七日乃至八日ということになりまして、約半分でございます。そこには不均衡があるわけでありまして、これもやはり漸進的な問題といつたしまして、急激に行うことは如何かと、かように考へてやつておるわけでございます。決して根本的な政策を放棄した、こういうわけでないことを御了承願ひたい。

○小林孝平君 そういうことをやられるなら、こんな手数をやらないで、都内地の人に協力を求めたらどうですか。ちつともそういうことをやらないで、唐突としてこういうことをやり出して、而も今のようにちつとも配給辭退はないだらう、実に非科学的じやないですか。あなたは中央にいて、ただないだらう、協力を求めると言われるが、そんなことで政府の方針が徹底するくらいなら日本はもつとよくなつておられます。なか／＼そんなことでは徹底しませんよ。もつと具体的に、どうやつたらいいかという方法を徹底させ、配給辭退がないか、こういう調査でもおやりになつたのですか。

○政府委員(前谷重夫君) これは勿論調査と申しまして、食べてみないとわかりませんが、これは是非一つお願いしたいのでありますが、生産地の消費者に対して、消費者全体といつたしまして、そういう調整も或る程度は止むを得ないかと思ひますので、我々としても外米の中でもできるだけ良質のものを生産地のほうに持つて参りたい、かように考へておりますので、是非指導の面におかれましては、これは一つ全体的な状態からお考え願つて、御指導願ひたいと考へるわけでありまして、ただ消費地におきましての配給辭退と申しますものは、これはやはり外米と内地米と混ぜて食ふことになりまして、六日ということになりますと、やはり外米の消費も減つて参ります。これが内地米が殖えればそれに混ざるし、外米の消費も殖えて参る。こういうことに関連性がございまして、又麦食の精麦の状態も現実にそういう状態を示しております。これはやはり土台と

しての内地米が一定数量が必要であらうかと思ひます。これが七日になり、八日になる。ただそれだけの程度で果して十分かどうかという一方の御批判があるかと思ひますが、いろ／＼御指摘のございました産地の事情等もあつたので、我々としてはこの程度のことか精いつばいじやなからうかといふふうに考へておるわけでありまして。

○小林孝平君 たださういふふうに協力を願うとか何とか言ふのは、それは県庁の役人などに言うことです。何十万という人には一々さういふことは徹底しませんよ。結局配給辭退そのものは、又新潟まで持つて来て、又元に戻るか、或いは又配給辭退をするのが悪いからと言つて、それを無駄にして鶏にくれてしまつたといふようなことになつて、非常に無駄なんですよ。その結果は……さうしてその挙げはさういふことになるかといふと、今度闇米が上るのです。産地の闇米ばかりでなく東京の闇米も上るのです。さうすれば結局これは誰も得する者はないのです。どうしてさういふことをやるかといふことをだん／＼考へて見れば、あなた方はさう言われるけれども、配給辭退といふものを考へて、さうしてこれは一年やつて見たら、新潟県や山形県は四日も配給辭退した。従つて今後は十六日の配給をして行くといふことをあなた方される前提じやないのですか、これは大体……こんなことをあなた方おやりになれば、これは非常に影響して、今後供出は激減するだらうと思ふのです。協力はしませんよ。今の食糧庁のやり方は、例がちよつと悪いけれども、これは政府のやつてゐるなし崩しの再軍備と同じようなやり

方です。さういふことを今真似てだんだん配給して見て、今度は配給辭退があつた、それならもう要らないだらうといふようなことで、知らず／＼のうちに二十日から十七、十六、十五と、さうやういふ考へ方なんではない。今も産地ではさういふことで非常に非協力的な態度になつてゐるのです。その点をどういふふうにあつた納得させられるか。私もほとんどこれは納得したいと思つて教日考へましたけれども納得できません。私は協力しようと思つて、あなたおつしやつてゐるようなことを考へたんだけれども、私が納得できないのだから、産地の一般の人にはお納得できないのです。どういふふうに、具体的にさういふ根拠で以て配給辭退はない。さうして協力して来る。闇米は上らない。消費地の闇米も上らないといふ例を、データーを出さなければいけません。それを唐突としてさういふことをやらせ、今のあなたの御説明を聞いても、内心さういふ考へ方があるから、初めはさうだつたが、だん／＼お尋ねすれば、いや、政府の責任でやつてくれといふこと、ただちよつと話かけただけだ。さういふことじや困るじやないかと思ふのです。とてもこれは納得できませんよ。もう一度それは考へ直す必要があると思ふのです。どうですか。

○政府委員(前谷重夫君) 我々といつたしましては、まあ從來からいろ／＼さういふ点については、これは我々のみならず各方面からも、一昨年でございますが、二十七年におきまして麦の統制撤廃を実施いたしました。場合におきまして、やはりこの米食率の均一化ということが議会の附帯決

議にもなつたわけでございます。これはむしろ現在我々が考へておりまする以上に日数の均一化ということまで実は附帯決議にもあつたわけでございまして、これは御指摘のようないろいろな点もございまして、日数の点には触れないで、全体といたしまして外米を多少食つて頂く、こういうことでございます。ただこれは納得して頂くかどうかという事は、これはまあ配給をいたします外米の質にもよりましようし、又そのときの各般の事情にもよるかと思ひますが、ただ消費者といたしまして、生産者と消費県におきまして、内地米の配給が三分の一にも足りないという事は、どうも我々としても配給を受持つておる者といふにしても割切れん点があるわけでございまして、こういう点が本年度のような不作の事情でございまして、消費県に對して我慢して頂く。ただ又それと同時に生産地の消費者におきましても、従来の食習慣がありましようが、全体的なそういう事情があることを御了解願つて、そして多少の外米も食つて頂く、こういうふうな御協力願ひたいということを実はその際にも申し上げた次第でございます。

○小林孝平君 あなた今本音を言われたんです。最初からそれを言われるかと思つたけれども言われないうで、今頃になつて言われた。この米食率の均一化ということ、附帯決議になつたあれは、均一化というのは、今の二十日間合せるように、そういう希望なんです。あれは低いものに合せるという希望じゃないのです。而もあのときは、あなたも御承知のように、今の片

柳委員長と私は麦の統制撤廃をやるならば、將來必ずこの米食率の均一化を要求して来るが、それはどうも絶対

を要求して来るが、それはどうも絶対という要求には応じないで現行を維持するということを強く言われたんです。そういうことを何遍も繰返し片柳委員長と私はあらゆる角度から追及したが、食糧庁はそういうことを繰返し答弁されておるのです。ところが今のあなたのおつしやつておるようなことは、麦の統制撤廃のとき予想されて何遍もやつておるのです。それに対してあの附帯決議は二十日間に合せるという意味の均一化なんです。それをあなたは低いほうに合せることに勝手に解釈されておりますが、それは間違ひなんです。そういうことなら我々は反対したのです。二十日に合せるという、こういう意味で賛成した。だからそういうあなたのような考え方だから、これはいまにだん／＼窮屈になる。MSAの表がだん／＼入つて来るから、今度麦で我慢せよという事で、この二十日とするという事ははつきりと言われているのです。これは重大なことだと思つておるのです。そんなことは附帯決議でもつとも言つてないと思ふ。もう少しあのときの速記録でも御覧になつてやつて頂かないと、この食糧政策がちつとも一貫しないことになつて、そして勝手にあなたが一方的に解釈されて、これは来年になつたら十五日になるのです。あなたの考え方はこれは容易ならんことだと思ふ。どうなんですか。特に米食率の均一化というのはあなたのおつしやつた意味じゃないのです。それをはつきり

確認してもらわないと、これは困りますよ。

○政府委員(前谷重夫君) 先ほども申し上げましたように、米食率の均一化という問題がございまして、その際にか政府当局といたしましては、でき得る限り均衡的な方向で進みたいということを申し上げたかと思ひます。ただ、只今の状態におきまして、この日数を均一化するということをしては、この日数を均一化するので、ただ内地米の集荷が本年度においては不作の関係で非常に減つた。これを質的に多少の調整を加えるという事で考へておるわけでございまして、従来の考え方に対して特に今同これを訂正して参つたというふうには我々は考へておらないわけでありまして、内地米の総量というものは大体きまつておるのでありまして、これを配給制度の建前として当然であらうかと思ひます。これを急激にやるといふことは産地の食習慣その他から考へまして避けたいわけでありまして、現在の内地米の総量というものを考へてみますと、相当今までの状態から申しますと、外米を食うという点になりますけれども、急激に変化があるというやうなことはならないのじやなからうかと考へます。

○小林孝平君 それじゃ、これは六月一日からやつてみて、それは新潟県、山形県の生産地に配給辞退が相当出ましたら、これは元に戻しますか。

○政府委員(前谷重夫君) 実は我々も実施いたしましたして、関係等の関係等も十分検討いたしたいと思ひますが、同時に従来からも産地に對しましては精麦の消費等も供出と関連して進めて参

つたわけでありまして、そういう措置も同時に併せて行ひまして、できるだけ産地の籾米の上らないように施策して参りたい。で、実施上の問題といたしましては、実施の経過を見まして、十分それに対する対策を講じて参りたい、かように考へております。

○小林孝平君 私はそんなことを聞いておるのじやありません。六月からやつてみて配給辞退が相当出たら、これはやめるかどうか。

○政府委員(前谷重夫君) その点につきましては、我々としても実施の経過を見て、十分検討いたしたいと思つております。併し同時に単にその結果を待つてどうするということよりも、むしろ従来からも進めて参りました、産地に對して供出用の精麦を廻したという事によつて相當の効果を挙げたおりますので、そういう方法を併せて講じて参りたい、こういうことを申し上げたわけでありまして、結果といたしまして籾米の状態がどういふやうになるかという点につきましては、その状態と関連して考へて参りたい、こういう趣旨でございます。

○小林孝平君 籾米の値段が上がるかどうかという事は、配給辞退が相当あるかどうかということによつてきまるんです。その先のことを聞いているのじやない。その籾米が上がる原因である配給辞退があつた場合どうするか、こういうのです。それは実施状況を見てと言われるけれども、こんなものは一月もやつて見ればわかるんです。この輸送状況や何かから見ても、さつきのやうなあなたの方を廻すやうなことを

やつてもらつちや困ります。貨物が輻湊して困つてゐるのだから、今から計画を立てなければ、その実施経過を見てやるといふ呑気なことを言つてもらつちや困ります。これは配給をやつて見たらとても食ひ慣れないで困るといふので配給辞退があつたといふときは七月から元へ戻すかどうかそれくらいのことにはわかりましよう。あなた勝手に東京で配給辞退がないと確信してやりながら、配給辞退があつた場合それを元へ戻すか。

○政府委員(前谷重夫君) これは先ほども申し上げましたように、絶対に配給辞退がないというふうなことは、これはないわけでございます。これは現在におきましては或る程度御承知のように、内地米についての配給辞退は生産県では多少あるわけでございまして、これは配給辞退の情勢がどういふやうな形で、必要数量等によつても異なることではあります。又我々もそういうことのないように措置はいたしたいと思ひますが、このことは実は従来行なつていない初めてのことでございまして、又今年の不作による内地米の数量が非常に少ない、こういう事情にもありますので、実施いたしまして、その状況によつて十分検討いたしたいと、こういうことを申し上げる以外に、ちよつと今御期待のやうな御答弁を申し上げることも困難かと思ひます。

○小林孝平君 こちらの要求していることに答へられないといふことじやないんです。こんなことははつきりわかつてゐる。あなたは東京におられ、米のことを取扱つておられるけれども、私は米の産地の真中において、その消費者の気持はあなたよりわかつてゐるん

です。だからもうこれは配給辞退が出ることには必至なんです。産地の人たちは純真ですからね、協力するでしよう。併し協力しようと思つても、結局したと言ふことを聞かないでは配給辞退は明らかに出る、あなたが如何に期待しても……だから出た場合どうするかというところが今からわかつていなければ困るじやないですか。それを答へられないというのではないと思ふのです。五日間の外米を配給して見たけれども、又これも配給辞退があつたというふうな場合、これはいかに、それは元へ戻すというのをされるかどうか、それくらいのことには予想もされる。それから恐らく県の当局者もそれくらい、私が言つたようなことくらいは言つてゐるだらうと思ふ。そこでそういう事態が起きたらどうされるか、これくらいの返事をしてもらわんと困ると思ふ。

○政府委員(前谷重夫君) 勿論我々もいたしましても、その実施の状況によつてでございますが、ただ何日の配給辞退があつた場合にどうするか、これはそのときの事情等も十分考慮の事情その他の事情を考えてやらなければいかんと思ひます。これが何日の配給辞退が出た場合に現在の元へ戻すかといふような御質問でございますが、これは実施状況を十分に考へて、その事情も検討した上でと申上げる以外に方法はないんじゃないか、我々としてもそういうことのないようには十分措置はいたしたいと思ひますが、又事実そうしたことが起つた場合については十分検討したい、こういうふうな考へた次第であります。

○小林孝平君 閣下のことばかり言われますけれども、仮に閣下が上になつたとしても、それだけの今度は閣下が上らないで三日間なら止むを得ん。三日間なら配給辞退した分を米を買つた。そうすると、それだけ今度米として東京へ来る米が少なくなるんです。結局同じじやないですか。それは法律ではそういう閣下はないことになつていますけれども、現実問題としてあるのですから。あなた如何にそういうことを、東京に内地米を買わせたといふけれども、産地から来る米は少なくなつてゐるんです。結局同じなんです、同じことをこんな手数をかけてやる必要はないんじゃないか、こういうので

す。あなた閣下の事情を見てどう言われる以上は、そういうことが起り得ることはあなたも想定されてゐるわけなんです。ところが閣下の問題だけじゃない。絶対量の問題についても同じことが起る。その結果はだから外米をぐるぐるわさ／＼東北まで廻しただけなんです。食糧庁の言われるように……。実に不合理じゃないかと思ふのです。而もあなた今三日間の配給辞退があつた場合にそれをどうするか、今後考へるなんというのには非常に無責任だと思ふのです。はつきりそれをしてもらわなければ、今後恐らく生産地は供米にも相当協力しなくなるんじゃないですか。少くとも、じや三日間配給辞退があつた場合元へ戻すかどうかといふことを一つ聞きます。

○政府委員(前谷重夫君) これは確かに産地の消費者側としては非常に御不満があらうかと思ひますが、一面……。

○小林孝平君 ちよつと、私は産地のことはかり言つてゐるんじゃないんです。

す。全体の食糧事情を考へて言つてゐるんです。私は内地米を新潟県、山形県その他に食わせろといふことを言つてゐるんじゃない。これは日本の食糧の問題の上にちよつともプラスにならんと思ふ。あなたの考へてゐられることは……。そういうことを言つてゐるんです。

○政府委員(前谷重夫君) これは併し全体的に考へて頂きますと、二十日と六日とか七日といふふうな事情というのは、これは消費者といたしまして、やはり一つの限界があらうと思ひわけでございます。我々もいたしましては、六日の内地米の配給といふことは現実の問題として相当消費地に対してひどい状態である。これが内地米が幸い豊作であります場合なら別でございますが、本年度のような凶作の下においては、やはり産地の消費者のかたにも御協力願ひすべきやなからうかといふふうに考へておるわけでございます。勿論小林委員の御指摘のような、その実施の状況によりまして、更にその措置について検討するといふことは我々としても各かじやございせんが、ただ配給辞退の状況がどういふふうな形になるかといふふうな点も考慮いたさなければならぬとせんし、又消費地における事情等も十分検討いたさなければならぬとせんから、我々としてはそういう辞退のないように極力努力してこの措置を進めて見たい、その結果といたしまして、起つた場合につきましては更にその際に十分検討いたしたい、こういうふうに考へておるわけでございます。或いは非常に独断的だといふふうにお考えになるかと思ひますが、全体的に消費地、産地併せて考へた

場合におきましては、この程度の措置は止むを得ないのじやなからうかといふふうに考へてゐるわけでございます。

○小林孝平君 時間の関係がありますから、これでやめますが、明日続けてお尋ねいたしますが、最後に、先ほどから十分実施状況を見て考慮するといふこととございしますが、その考慮するというのは、配給辞退があつた場合に取止めることもあるといふことを考慮するわけですか。ほかの前置きはいから、それだけ一つ……。

○政府委員(前谷重夫君) 勿論諸般の事情の中には配給辞退の問題も当然入つて参ります。

○小林孝平君 そりやない、配給辞退があつた場合取止めるといふことを考慮するのですか、そういうことを聞いている。あなた違ひことを答へられちや困るんです。

○政府委員(前谷重夫君) 我々としては全般的な各種の事情を考慮したいと思ひます。従ひまして配給辞退もその各種の事情の中の一環として当然検討しなければならぬといふふうに考へております。

○北村一男君 関連して……。この例はずつと二十九年産米の配給についても、やはり生産地の消費者に外米を配給するといふことの前提として、テストケースとしてお考えになつておるのかどうか。この点或いは臨時措置として今回六月一日から、私余りよく新聞記事は読みませんが、期間を限つてこの措置であるかといふことを……。

○政府委員(前谷重夫君) この問題は二十九年産年度の措置として実施したいと思ひますが、二十九年産米、

つまり三十年度産米の問題につきましては、これは目下いろいろ管理制度全般についての検討をいたしてあります。その検討の結果を待つて結論を得たいといふことで、二十九年産米、つまり三十年度産米の全体的措置については管理制度全般と関連して検討いたしてあります。その際に又検討すべき問題であると思ひます。

○北村一男君 私も小林委員が言われるところの、非常に御心配になつておる点については同感であるのであります。なぜ突然として生産地と消費者も何ら支障なく……、これは公平という概念からみて、政治的に考へれば或いは生産地だけ内地米を食つてゐるということは不公平だといふお考えがあるかも知れませんが、運賃諸掛り、保険料とか、或いは倉敷といふような点、又輸送混雑を来たしても生産地に外米を回送しなければならぬといふことは、単なる公平という概念からだけでは私は殆んど當を得た措置とは考へられませんが、その点はどうですか。

○政府委員(前谷重夫君) 輸送の点につきましては大休月に三万トン足らずであります。それほど大きな数量にならうとは思ひません。ただこの措置は或る程度の消費地におきまして、内地米の配給がございせん場合は、必ずしも絶対的な均一の配給といふことを考へておるわけじやありません。六日の内地米の配給といふふうなことにいたしますと、これは一つの配給制度といたしまして、勿論どの消費者も内地米を食ふたのでございしますが、一つの限度というものが考へられなければならぬ、その限度が六日という

ことになりまると、これに対して一方において二十日ということでは余りに均衡を失する關係に相成りますので、そういう事情からいたしまして、この際としては十五日で我慢して頂きたい、それによつて消費地におきましても、一日以上の配給が殖える可能性が出て参るわけでありまから、そういう消費地の事情とも関連して考えてみたいと思ふのであります。

○北村一男君 長官は先ほど小林君に対する御答弁の中で、生産地の消費者にはいろ／＼の点を考へてできるだけ良質の外米を配給したい、こういう御答弁があつたとは記憶してあります。そういうことは何ですか、ほかの消費地に対して聞かなくても差支えがないという確信を持つてそういうことを、この外米の配給の可否は別として、そういうことは確信を持つて御実行になる御意思があるのではありませんか。

○政府委員(前谷重夫君) 勿論当初の出発でございますので、すでに我々としては普通はタイ米等につきましては普通の便でない糯米の買付を早急に始めております。そういう措置を講じまして、そうしてできるだけ内地米と併せて消費できるような質のものを海外から入手したいと考えております。その点は是非やりたいと考えております。

○北村一男君 入手して生産地の消費者にその良質のものを配給するということについては間違ひはございませんか。

○政府委員(前谷重夫君) 普通外米につきましては、御承知のように、それぞれビルマ、タイその他各地域から入

つて参ります關係上、多少その間におきまして品質の差もございします。特に従来の消費地の習慣から、嗜好の状態から申しますと、タイの糯米等は相當消費者から喜ばれております。そういうものの買付量を殖して、そうしてできる限りこの措置の円滑な遂行を図りたい、こういうつもりでやつて参りたいと思ひます。そのためには外米の糯米の買付も殖すということの手配をいたしております。

○理事(宮本邦彦君) それでは次に、農林省関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。

本法律案は、去る七日衆議院農林委員会において原案通りに可決され、本日の衆議院本会議に上程採決される予定になつております。本法律案については、去る七日提案理由の説明を聞いたのであります。更に内容及び参考資料等について政府から補足的な説明をお願いいたします。

○説明員(武田誠三君) 農林省関係法令の整理に関する法律案につきまして御説明を申し上げます。これは、先日の提案理由で概略政務次官から御説明を申し上げておりますが、多少具体的に細かく御説明を申し上げます。

第一条に掲げておりますのは、現在大体死文化しております法律をこの際全部整理をいたしたいというところのものでございします。で、こういう廃止をいたします法律は全部で八件ございしますが、最初の人家稠密の地において牛豚類の養育を禁ずる件、これは明治六年の太政官布告でありまして、東京その他の大都市等におきまして、町の中

で牛や豚を飼わないようにするという太政官布告でございします。それからその次の米穀供給のため中央備蓄金運用の件というのがございしますが、これは明治二十三年の法律でございまして、これは明治十五年から常平局というのがございまして、そこで米の備蓄或いは足りないときの放出というやうなことをやりまして、米の需給の調節と申します。か、価格の安定というやうなことを狙つた制度があつたのでございしますが、これが明治二十二年に廃止になりました。その後二十三年に制度がなくなりましたのであります。米の需給調節の關係上、外米を買付けます必要から、政府におきましてこの中央備蓄金というものをその米の買入のために充ててもよろしいということ

を法律で定めたものでございします。それが第二のものです。それから、それからその次に、馬匹の輸出を禁ずる件というのがございしますが、これは明治三十三年の北清事變の當時でありまして、馬の何か病気が非常に、洗感ですが、はやりました。それで、その際に輸出を禁止するということを緊急勅令を以ていたしてゐるわけにございします。それからその次の外国領海水面組合法でありまして、講議その他におきまして昔の漁業権がありましてありましたが、それらの地域での漁獲或いは漁獲したものの製造販売といつたものを業といたします人たちの水産組合の設置の規定であります。これは同業組合法を適用いたしております。これらの外国領域でいたします水産業を發展させるために、単一組合というものでございまして、単一組合といふものでございまして、御承知のよう

うに、漁撈その他の關係の漁場というものが今なくなつております。又同業組合も今廃止になつております。で、これは整理問題として運用できない状態の法律にあるわけでありまして、それからその次の樺太における漁業免許の取消及び漁業料の徴収に関する法律であります。これは樺太が現在も日本の領域でなくなつております。これにつきましては適用の仕方がないわけにございします。それからその次の鰐虎臘臘獸業者等に対する交付金下付に関する法律であります。これは明治四十五年に鰐虎臘臘獸獵取締法というのが出まして、これに基づいては、条約に基いてその獵獲を制限をいたしたのであります。それまでは「らつこ」、「おつとせい」とをとりま

すことが自由だったのであります。その關係上その當時まで「らつこ」、「おつとせい」とをとりました業者のかたに対する一種の賠償金を交付するといつた性質の法律でございします。従いまして現在ではこれはもう適用の対象がなくなつておるやうな状態にございします。それからその次の臨時米穀移入調節法であります。これは朝鮮、台湾から朝鮮米或いは台湾米を内地に移入いたしますにつきまして、當時の米の過剩時代でありまして、これを調節いたしたために作りました法律であります。これは法律の中に昭和十年三月三十一日まで、この法律によつて朝鮮米或いは台湾米を政府が買入るといふことに限定をいたしております。で、現地法の建前をとつてお

りませんので、今まで生きておるやうな恰好になつておるのであります。が、實際問題としてこれは適用の対象がなくなつておるということでございします。それからその次の獸医師会及び禁路師会の解散に関する法律でございしますが、これは昭和二十三年のものでございします。これは現在すでに獸医師会及び禁路師会はすべて解散の手続が完了をいたしてございまして、対象になるものが残つておりませんので、この際廃止をいたしたいというものでございします。

それからその次の第二条及び第三条が、現行法の生きております法律で、簡素化をいたす目的のためのものでございします。第二条の養蚕業法の一部改正でございしますが、これは第十四条の二という規定で、現在養蚕登録の制度がございします。これは終戦直後、占領政策の一環として養蚕登録ということが行われたのであります。これは當時の戦争中の養蚕を非常に減らしたわけでありまして、その状態を實際問題として把握いたすということ、それから戦争後のまあ食糧増産等の關係もあつたと思ふのであります。が、そういうことから現実に養蚕が毎年どのくらい作られるかといふことの登録の必要があつたのでございしますが、現在の状態におきましては、一方で統計調査部におきまして養蚕面積も調査をいたしております。したしまして、特にこの登録をいたす必要は現在ではすでになくなつておるやうに考へておるのでございします。

それから第三条の家畜改良増殖法でございしますが、これは第二十三条に人工授精師の届出義務、毎年十二月末日現在で届出をさせておるわけでありまして、これにつきましては、人工授精師は御承知のように免許制度に相成つ

ております。で、人工受精師が人工受精をいたします際には国或いは都道府県で指定しております人工受精所においてしなければなりませんし、且つ又その際には免許証を携帯し、要求がある場合にはその呈示をいたさなければならぬというように法律で定められておりますので、特にこういった届出義務を強制しなくても実際の運用上何らの差支えはないというように考えておるのでございまして、この二点につきましては、現行制度を多少とも簡素化したします意味合いにおいて、この各条を削除して参りたいというふうに考えておるのでございます。

○理事(宮本邦彦君) これから質疑に入りたいと思ひます。どうぞ御質問のあるかたは……。

○北村一男君 本案は極めて簡単に文書課長の説明で十分わかつたと思ひますから、質疑を省略して、討論も省略して直ちに採決して……。

○理事(宮本邦彦君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○理事(宮本邦彦君) 速記を始めて。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費田庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

本法律案は、去る七日衆議院農林委員会において原案通り可決され、本日の本会議で議決される予定であります。本法律案については、去る七日提案理由の説明を聞いたのであります。更に法律の内容及び参考資料等について政府から補足的な説明があれば御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(正井保之君) 只今委員長からお話がありました。提案理由につきましましては七日の委員会が政務次官より御説明がございました。私も災害復旧の仕事を担当いたしておりましたものといたしましては、いろいろ災害復旧の進捗の問題、結局予算の問題が一つ、いろいろ問題に上つておりますが、同時に現行の災害復旧制度につきましましては、必ずしも実情に合わない点があるのではないかということ、或いは会計検査院乃至は行政管理局、こういう方面におきましても御指摘があるわけでありまして、私もいろいろ検討いたしました結果、先日の提案理由の説明の際に申し上げたようなわけで、ほかにも検討を要する点がございますけれども、差当り現在災害復旧に要する事業費に対する補助、これが国が直接災害復旧事業をいたすものに対してなされております点を、間接に府県を通して、府県の予算を通して事業を実施するものに流す、こういう形に改めたわけでありまして、改正法律案はすべてこれに関連した改正になつております。一つはそのような改正、これに関連しまして、或いは補助金の返還、或いは事業を実施するものに対する国の指導監督、こういった関連した条文についての改正案でございます。要するに現在の直接補助を間接補助に切り替へたに伴う条文の整理、こういうふうにしてまいりたいかと存じます。「第一条中「災害復旧事業を行う者に対し、その」を削る。」というところがございまして、現行法の第一条の「(目的)」でございまして、ここで「災害復旧事業を行う者に対し、そ

の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、」と、直接補助の規定が設けられていたわけでございまして、この点を、必ずしも直接に補助するものでない間接補助の途を開くという意味で、この部分を削り取つたわけでございます。あとで三条にも関連した字句の改正がございまして、そういう意味での改正でございます。

「第二条第三項中「陸域内にある施設」を「陸域内にある、水産業協同組合の維持管理に属する施設」に改める。」、第二点の改正でございますが、その点は現行法で第二条に定義がいろいろ謳われております。この定義の中で、第三項で、漁港の施設について規定がございまして、この規定の仕方が現在「陸域内にある施設」ということになつておりますが、現行法のお手許に差上げてございまして、第三条第一項で、補助の対象と補助率についての規定がございまして、そこでこの法律によつて補助の対象とするのは、「(漁港施設については、水産業協同組合の維持管理に属するものに限る。)」という規定があるのでございまして、他の林業用施設或いは農地についての定義と同じように、二条のほうへ条文整理という意味で持つて参りまして、陸域内にある施設」というものに修飾を加えまして、本法で対象とするのは「水産業協同組合の維持管理に属する施設」というふうな規定にいたしましたのであります。市町村等が管理いたしておられますものは、公共土木施設災害復旧事業費田庫負担法によつて復旧が進められる、こういう建前になつております。条文整理に類する規定でござい

その次に、「第三条第一項を次のように改める。」ということ、現在の第三条第一項を改正いたしておりますが、先ほど申し上げました第一条の中でも、第一条の一部を間接補助のために改正いたしました。それを具体的にここに規定いたしましたわけでございます。で、現在の規定は「国は、農地等の災害復旧事業について、当該事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、その事業費の一部を補助することができ、」と、こういう規定になつております。そのを、予算の範囲内で都道府県を介して経費を補助します。すべて都道府県に国は経費を補助します。それで「左に掲げる経費」ということで、一つは改正法律の第二号にございまして、府県がみずから行う災害復旧事業費の一部、これについては間接、直接という問題はございせん。むしろ府県の災害復旧事業に対しては直接国が補助するのでございまして、第二号で「都道府県以外の者の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号の区分に従ひ、」云々とございまして、この点は条分がいろいろ複雑な表現になつておりますが、要するに現行の補助率で、従つて県が事業を行う者に対して補助するに要する経費、これの全部を補助します。で、例えて申しますと、現在の三条第二項にございまして、農地の場合でございまして、事業費の十分の五、農業用施設の場合ですと、十分の六・五、その区分に従つてそれら、その府県が補助する場合に、その補助に要する経費の全部を国が出します。こういうことで、結局復旧事業を行う市町村等と、或いは土地改良区、こういった事業実施者は、従

来と変らない補助をもちうのだということが書いてある。それに対して補助する府県の経費は国が補助します。従つてこの点で間接補助の規定がございし、明瞭にされていくわけでありまして。若しも県が独自の考えで、三条の第二項の十分の五或いは十分の六・五という補助率を超えて補助した場合には、その部分は国はみない。国で補助します。この範囲内で県が必要とする経費を出します。こういう規定になつております。それから続いてあと「第三条第二項中「前項の下に「第一号」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「第一号」を加える。」というふうにございまして、これは条文整理と申しましようか、従来は第三条第一項といふものは、中に号を設けて区別する必要がなくて、全部事業そのものに対して国が補助する、こういうことになつておりましたのを、只今御説明申し上げましたように、第三条第一項に一号と二号とを設けまして、府県みずから行う場合と、府県以外のものを行う場合というふうに分けたものですから、意味合は変わらなせんが、条文の整理を要する、こういう趣旨のものでございまして。そうして御承知のように、一号、二号と分れておりますが、災害復旧事業の件数は大体三万五千件から六万件、昨年度のごときは十万件にも達するような状況でございまして、殆んど全部が市町村或いは土地改良区その他の団体によつて行われていくわけで、結局この三条第一項、二号の間接補助による部分が殆んどその件数を占めていく、こういうことになつております。

次に第四条、「補助金の返還」で

ございませうが、これも従来から補助金の返還については規定がございまして、補助金の交付を受けて仕事をやつたが、それに剰余が生じた、このときにはその剰余の額に對して補助率をかけた額に相当するものを返さない、或いは従来四條の二項にもございませうが、補助金を受けながら、その補助の目的である復旧事業に補助金を使わない、或いは目的に反して使つた、或いは適当でない、甚しく不適当であるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずる、こういう規定が従来もあつたわけでありませうが、この点につきましても同様な規定の必要がございませうので、設けたわけがございませうが、ただ従来はすべて直接補助でございませうが、今度は間接補助の分が非常に殖えるということで、新しい第四條一項では、府県がみずから仕事をやる場合のものを規定しまして、第二項に、間接補助の場合に、やはり府県が百の補助金をもらひながら、實際は支出した額が百に足りないというふうな場合、或いはすでに百を支出しても一部返還等があつて實際にはそれだけ使わなかつた、こういうふうな場合にはその差額を返させる、こういう規定で、これも間接補助の制度がございまして、これと併つての改正でございませう。それから第三項は、先ほど申し上げました現行法の第二項に相当するものでございませうが、補助金をもらつたが、その目的に従つて使われなかつた、或いは不当に使つておる、こういう場合には府県からその補助金の一部或いは全部を返還させる、こういう規定でございませう。趣旨においては従来規定と変わらないのであります。従来第三項に相

当する規定はございませう。それは第三項では、前項の規定によつて補助金の返還が命ぜられた場合には還滞なく國に返還しなければならぬ、こういう規定でございませうが、これはまあ當然のことではございませうが、格別な理由も要もない、こういうことから新しい第四條にはその規定は省いてございませうが、趣旨においては變りございませう。

その次に、第六條の關係でございませうが、従来と見出しのところが違つておりまして、現行では「都道府県知事の指導」、こういうことになつております。提案理由等の説明の際にもございませうが、従来は府県がみずから災害復旧を行つた場合には、それは当事者でございませうけれども、市町村その他の団体等が行つた場合には、府県の立場というものは実は第三者的であつたわけでありませう。併しなから、實際にはいろいろと設計の指導なり、實地の監督指導、こういったところの機能もやつてもらつておるわけでありませうので、特に府県にせういつた市町村等の行つた災害復旧事業について、必要な調査を行なつたり、或いは報告を求めたり、必要な指示をする権限を特におつたわけでありませうが、今度の制度になりますと、府県はそれいつた市町村等に対しては、一旦府県の予算に組入れられた後、府県として補助するわけでありませうから、当事者になります。従つてそれいつた格別法律の根拠がなくなつても、当然監督指導のできる立場に立つといふことでその規定を削りまして、國が農林大臣として府県に對して復旧事業、或いは復旧事業の補助として府県が支

出する補助費、これらを適正に実施させるために、國として府県に對して検査を行ない、或いは報告を求め、事業の実施について必要な指示をするといふ規定を設けたのでございませう。建前としては、考え方は従来と變りませうが、間接補助の制度をとりましたのに伴ひまして、規定の形式が一變したわけでありませう。

その次に附則の改正でございませうが、従来附則は五項までございませうが、そのうち四項、五項を一項ずつ繰り下げて、新たに第四項を設けたわけでありませう。それは附則の第三項、お手許にございませうが、「政令で指定する地域内において、昭和二十八年六月から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害による農地等の災害復旧事業の事業費に對する補助の比率は、第三條第二項の規定にかかわらず、十分の九とする。」、こういう規定がございませう。これは例の特別災害に對する高率補助の規定でございませうが、このままにいたして置きますと、市町村或いは団体等の行つた事業に對する高率適用が抜ける。と申しますのは、第三條第二項の規定は直接補助の規定でございませう。そこで先ほど申し上げました第三條第一項に一号、二号とありますが、その第一項第二号で、間接補助、府県以外の市町村なり団体等が行つた事業に對する補助率が課されてありますので、それを引つ張つて来るために附則に第四項を設けました。第四項の条文でございませうが、「前條の災害復旧事業に對する第三條第一項の規定の適用については、同項第二号中、従つて新しい法律の第三條第一項の二号の中

で、次項各号の区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める比率」といふ補助率の規定がございませうが、これは十分の九である、高率を間接補助について適用するのである、こういう条文整理の規定でございませう。これを入れませうと、高率適用が除外されるものでありますので、これを盛つたのであります。

次は、改正法律の附則でございませうが、公布の日から新しい制度に移行するといふこととございませう。その次が、すでに支出した補助金については従前の規定によつて処理されるということが、補助金の返還等の問題にしましても、直接補助で行つた市町村団体へのあれについての取扱いは従前の通りによつて支出されたものについてはこの法律にありますが、従前のものについては、それいつた適用關係については従前の例によつて処理せられるといふことであります。

以上改正法律案の概要を御説明申し上げます。

○佐藤清一郎君 非常にややこしい書き方で、私ら原文と照合しなければ何が何だかちつとも頭に入らないのだがね。

○理事(宮本邦彦君) ちよつと速記を止めて下さい。

○理事(宮本邦彦君) 速記を始めて下さい。

○説明員(正井保之君) 事柄は簡単でございませうが、法律の性格を申し上げますと、只今申し上げましたようなややこしい書き方になります。

○佐藤清一郎君 非常にややこしい書き方で、これは地方の耕地改良協會あたりにしても、非常にこれは必要な法律なんであるが、なか／＼びんと来ない、読んだだけでは……。

○説明員(大塚常治君) 法律の技術になると、そういうような書き方になるのだとございませうが、大体この法律ができたときのことを考えてみますと、丁度日本が占領下にありまして、大きな災害復旧事業の予算を法律もなしに施行するのは不適当である。是非法律を作れといふような命令がありまして、私も止むを得ず作つた法律でございませう。そのときも私も考えておりましたのは、当初から間接補助にいたしたい。従前もそのようなことをやつておりましたので、そういうことを向うに、司令部のほうに連絡に参つたのであります。司令部のほうの意見では、金を出す側ともうものは直結しなければならぬ。こういう思想の下には是非直接補助でやれといふような御趣旨の下に、不本意ながらこういう法律ができたのであります。なぜ不本意かと申しますと、当時の私どもの事務能力から言ひまして、毎年五万件も発生する災害を全部農林大臣の責任において直接補助をするといふことは、實際的に不可能なのであります。と申しますのは、本省の災害復旧要員は二十数名、各農地事務局の要員は八、九十名でございまして、これらの人だけで五万件からの発生する災害を直接に補助するといふことは、とても不可能だつたわけがございませう。それで折があれば改正したいと思ひまして、今回御協賛を願う次第になつておるのであります。現在の直接補助におき

まして、実質的にはその補助金の交付事務は県の職員に大部分の事務を委任せしめてあるわけでございます。それでその実体に向うように間接補助に改正したのが今回の法律の趣旨でございます。なお災害復旧事業にはいろいろ不正不当事実がございまして、それも法律の建前が直接補助でありながら、実際の事務を府県のものにやつておる。その責任の所在がどこにあるのか不明確なところに不正、不当の原因があるのではないかと、いろいろな勧告等もございまして、そういうような面からも実情に合うように改正したのが今度の法律改正でございます。この趣旨は大変くどいように申し上げます。けれども、県が行う事業、つまり県営事業におきましては従来通り国が直接県へ補助する。それから市町村土地改良組合、農業協同組合等が行うものは県が補助をして、国は県へその同額の金を補助する、こういう趣旨だけでございます。なお附則等は二十八年発生災害には特別な高額の恩恵がございしますが、それもおも現行通り生かして施行する。こういう趣旨でございます。条文は非常に複雑でございますが、考え方とか、趣旨というものは直接補助を間接補助に移すだけでございます。なお先般の政務次官からの提案理由の趣旨の中に、大規模のものは国が全責任を持つて直接復旧に当るということがございまして、これは私も県営事業の大きなものはこうやるんであつて、それは現在と同じである。それ以下の小団体が施行するものは県の間接補助に切替えると、こういう趣旨でございます。

○理事(宮本邦彦君) 御質疑あります。それでは一点ちよつと……今課長さんの御説明では、実質的には少くも復旧事業の実施に当つては変らないのだという御説明ですが、実際は形式的には大いに変わつておるのじやないかと思ふのです。変らないと、こうおつしやるけれども、実際は変わつて来るんじゃないか、例えばですね、災害復旧事業が小規模のものは県の責任だと、今度はつくりして来るわけですね、そうしますと、小規模のものの災害復旧は県が全責任を持つて災害復旧事業をやるんだから、本省は、農林省はその県の申請を待つて初めて発動するといふ形になるわけですね、従来は一応は農林省が全責任を負つておられる。そうすると、災害の発生のもので農林省は直ちに小規模のものでも何でも責任を負つたわけなんです。従つて私こ

こはね、やはり実質的にも差が生じて来るんじゃないかといふことをまあ考へられるのですがね、国には少くとも事務的な仕事は、今度は府県庁なりという地方事務所、そういうところの責任が重くなり、そういうところの責任が多くなるのじやないか、逆に言えば本省の事務的な仕事は減ると、従つて或る程度はそういう事務費等というものの操作がなければ、この改正はうまく運ばないのじやないか、そういうことに対して、次年度から多少とも予算を御考慮になる御意思があるかどうかといふことなんです。

○説明員(大塚常治君) 只今御指摘の通りであります。この現行法の通り国が行いますことになりまして、小規模な団体の災害復旧事業の最終的な責任は勿論国にあることでございます。

す。併しながら、先ほども申しましたように、少数の人間で非常に大きな事業を施行いたしますことは、実際問題としてできませんので、これの大部分の実務を現在国が委任しておる次第でございます。それで、その委任に対する手数料というわけでは、府県に地方事務費といふものの補助金を又別に交付しておる次第でございます。が、この委任された府県は、委任された範囲内に責任があるわけでございますが、今度は事業施行者そのものに全責任がかかつて来るわけでございます。

私は実質的に先ほど仕事の量に差がないと申しましたが、これは量的に差がないのでありまして、その質的な面では非常に大きな責任が府県にかかつて来る、こう了承しております。従来は設計書一つ審査するにいたしても、或る程度人から頼まれたものだといふような観念の下に、相当精度を落した審査でよかつたのかも知れませんが、今後はそうしたことによりまして最終責任は県知事にかかつて参りますので、県職員と共にその質的な責任は非常に大きくなつて参ることと存じます。従いまして、現在の地方事務費の補助は、事務費に対して五・五割の範囲内で交付しておりますが、これは実際問題として多と多くしなければならぬのではないかと、かように考へております。過般この案につきまして府県と相談いたしましたときに、府県からの要望もその点の要望が多くあつたんですから、或いは本年度中におきまして、一部その必要があるんじゃないか、こう考へております。一部工事費の補助金の保留分がございまして、これは将来の情勢に

よつて或いはそうした面に変えられるようになるのではないかと、かように考へております。

○理事(宮本邦彦君) なお本法律案については次回において、今日は委員の御出席も比較的少うございまして、その後に討論、採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(宮本邦彦君) 御異議ないと認めます。

○理事(宮本邦彦君) 次にお諮りいたします件は、連合委員会の件でございますけれども、臨時疎安備給安定法案について、通商産業委員会と連合委員会を開きたいという通産委員会からの御希望が参つておりますが、開くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(宮本邦彦君) それではさようきめたいと思ひます。なお、連合委員会の件については、通産委員会の委員長と相談の上、日時その他決定いたしたいと思ひますが、お任せを願ひたいと思ひます。

本日はこれを以て散会いたします。
午後五時十一分散会

昭和二十九年五月十八日印刷

昭和二十九年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局